

# 裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]  
[REDACTED]

氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 名古屋市南区社会福祉事務所長

審査請求人が平成 29 年 4 月 18 日付けで提起した処分庁による平成 29 年 1 月 20 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項の規定において準用する同条第 3 項に基づく保護申請却下決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

## 事案の概要

- 平成 24 年 3 月 29 日、処分庁は審査請求人に対し法第 24 条第 3 項に基づいて、平成 24 年 3 月 9 日を保護開始日とする保護開始決定をした。
- 平成 29 年 1 月 11 日、審査請求人は処分庁に対し転居費の支給を求める保護変更申請を行った。
- 平成 29 年 1 月 20 日、処分庁は原処分を決定した。
- 平成 29 年 4 月 18 日、審査請求人は原処分を不服として審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

原処分を取り消すとの裁決を求める。

- (1) 審査請求人は平成 24 年 3 月頃から [REDACTED] や [REDACTED] を患い、働くことができなくなったため、生活保護を受給している者であり、平成 24 年 3 月から現住所地において居住している。

その後、平成 28 年 10 月頃に隣の居室に引っ越してきた住人が、日常的に大きな生活音を立てたり、大声で怒鳴り合いをするようになったため、[REDACTED] を患う審査請求人としては、その騒音に極めて大きな苦痛を感じた。

審査請求人はこれに耐えかね、主治医に相談に行ったところ、症状の改善のため転居が望ましいとのアドバイスを受けた。

かかるアドバイスを受け、審査請求人は処分庁に相談に行ったところ、転居費用の支給を受けるために保護変更申請をするように言われ、自ら保護変更申請を行ったものである。

- (2) 審査請求人の申請は平成 29 年 1 月 20 日付で却下され、その決定理由として、審査請求人の主治医が「仮に転居した場合でも転居先でも同じような状況になる可能性があるため、転居するよりも今の住居の騒音を解決すべきである。」と述べたことが掲げられていた。

しかし、上記の通り、審査請求人と隣の居室の住人との間では既にトラブルが発生しており、近時も平成 29 年 4 月 9 日に隣の居室の住人と口論になる等、もはや話し合いにより騒音問題を解決することは困難である。

その上、仮に法的手続きによりこれを解決することは、解決までに長期間を要するほか、審査請求人にとっても精神的、経済的に重大な負担となることは明白である。

のことから、審査請求人の主治医も、審査請求人の病の改善のためには転居が望ましいとしているのであって、「転居するよりも今の住居の騒音を解決すべき」とはしておらず、処分庁の保護変更申請却下の決定理由は全く不当であるというほかない。

## 2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人が保護変更申請を行っている、転居費用の支給に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という。) 第 7 の 4 (1) 力において「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(中略) 必要な額を認定して差し支えないこと。」とされている。

転居に際しての敷金等の支給要件については、法の解釈基準である生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 第 7 の問 30 答 11 において「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」には、転居費用の支給が可能とされているところ、本件において審査請求人に適用することが可能かどうかについて意見を述べる。

病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合とは、騒音、振動、悪臭等により当該被保護者の病気療養に悪い影響を及ぼすものと認められる場合であるが、実際の認定に当たっては、嘱託医等実施機関の指定する医師の意見を求めたうえで判断する事が必要である。

処分庁は主治医に対して請求人の病状について確認を行い、「請求人は、隣人がうるさいと言うようになってから、病状が悪化した様子はある。」、「しかし実際に騒音があるとしても、転居先でも同じような状況になる可能性があり、今の住居の騒音を解決すべきでは。」、「請求人が了承すれば、直接隣人に対し主治医として請求人の病状を説明し、忠告しに行くこともする。」との回答を得た。

請求人の転居については、転居先でも同様の状況になる可能性があることから、請求人の現住居の騒音を解決すべきであることを確認した。

今回の騒音については、周辺環境が原因の騒音ではなく、天井や壁、床を通して聞こえる、隣人が騒音を発生させないようにする配慮が欠落したことにより生じた騒音である。

この騒音については賃貸人が賃貸借契約に基づき、騒音の発生元である住民に対し注意等すべきものであり、処分庁は管理会社が騒音元と思われる住民への対応を行うことを確認している。

- (2) 審査請求書に添付された診断書について、本件処分の決定時点において請求人から処分庁に対して当該診断書の提出はなく、当該診断書の内容については原処分を行うにあたり考慮することができないため、違法又は不当な点はない。
- (3) 以上のことから、請求人から提出された転居に必要な敷金、礼金、引越費用の支給に係る保護変更申請に対して、主治医等から確認した内容から、課長通知第7の問30答11には該当しないと判断し、原処分を決定したことに違法又は不当な点はない。

#### 理 由

##### 1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 局長通知第7の4(1)力において、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、才に定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。」とされている。
- (2) 局長通知第7の4(1)力にいう、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」として、課長通知第7の問30答11において、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」とされている。

## 2 原処分の適法性について

(1) 本件において、審査請求人は、平成 29 年 1 月 11 日に敷金等の支給を求める保護変更申請を処分庁に提出し、処分庁は平成 29 年 1 月 20 日付けで原処分を行った事実が認められる。

敷金等の支給に当たっては、課長通知第 7 の問 30 答 11 に示された「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当するかどうかについて、嘱託医等の医師の意見を求めたうえでその要否を判断する事が求められる。

ここで、処分庁から提出された弁明書及びその他の物件についてみると、審査請求人からの保護変更申請があった平成 29 年 1 月 11 日以降、原処分を行うまでの期間において、処分庁が嘱託医等の医師の意見を求めた事実は認められない。

○ 処分庁は平成 28 年 12 月 26 日、審査請求人と共に主治医を訪問し、転居先でも同様の状況になる可能性があることから、請求人の現住居の騒音を解決すべきであることを確認した旨主張するが、保護変更申請があった平成 29 年 1 月 11 日時点の状況について、再度主治医に対して状況に変わりがないことの確認を行うなどの措置を取った事実は認められない。

したがって処分庁は本件において、審査請求人からの保護変更申請がなされた後に、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当するかどうか、嘱託医等医師の意見を求めたうえで判断しているとはいえず、原処分を行うに当たり、改めて審査請求人の状況等について必要な調査を行って、検討を尽くしたとは認めがたいことから、原処分には、不当な点があったといわざるを得ない。

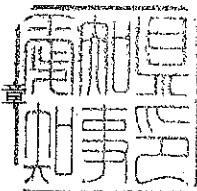
○ (2) なお審査請求人は平成 29 年 1 月 20 日付けの主治医の診断書において、「これまでの経緯から察するに、██████の発症と症状の増悪は現在の住環境との強い因果関係が疑われる。症状改善のためには静かな環境への転居がのぞましく、現状のままでは徐々に悪化していく可能性が高いと判断いたします。」と記載されており、処分庁の主張は、主治医の意見を曲解したものである旨主張するが、本件申請があった平成 29 年 1 月 11 日から、原処分が行われた平成 29 年 1 月 20 日までの期間において、当該診断書が処分庁宛提出された事実は認められないことから、原処分の判断において考慮すべきものであったとは認められない。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 29 年 9 月 14 日

愛知県知事 大 村 秀 章



- 1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 1 か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 1 の再審査請求とは別に、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に名古屋市を被告として審査請求に係る処分の取消しの訴え又は愛知県（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。これらの取消しの訴えは、1 の再審査請求による裁決を経ずに提起することができます。